



A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

 A 新しい在留制度のトップへ

このページでは、中長期在留者について説明します。

特別永住者は、法務省入国管理局ホームページを見てください。

http://www.moj.go.jp/tetsuduki_shutsunyukoku.html

1 新しい在留管理制度

1-1 制度について

2012年7月から「新しい在留管理制度」に変わりました。

これは「中長期在留者」のルールです。観光で短い間だけ日本へ来る人は違います。

「中長期在留者」は、こんな人たちです。

- 日本人と結婚している人（在留資格は「日本人の配偶者等」）
- 「定住者」の人
- 会社で働く人（在留資格は「技術」や「人文知識・国際業務」など）
- 技能実習生（在留資格は「技能実習」）
- 「留学生」の人

こんな人は、「中長期在留者」ではありません。

- 在留期間が3か月までの人
- 「短期滞在」の人
- 「外交」か「公用」の在留資格の人
- 特別永住者
- 在留資格がない人

（※）昔は、在留資格を持っていない人も外国人登録証明書を作ることができました。しかし、2012年7月から、在留資格を持っていない人は、在留カードを作ることができません。オーバーステイの人





あた ざいりゅうせいど ねん がつこのか あたら か
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あた ざいりゅうせいど
▶ A 新しい在留制度のトップへ

ちか にゅうこくかんりきょく い にゅうこくかんりきょく
は、すぐに 近くの 入国管理局へ 行って ください。くわしいことは、入国管理局ホームページを みて ください。 (http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan87.html)

ねん がつこのか あたら
2012年7月9日から 4つのことが 新 しくなりました。

- がいこくじんとうろくせいど
・外国人登録制度が なくなりました。
- ちゅうちようきざいりゅうしゃ ざいりゅう
・中長期在留者は「在留カード」を もらいます。
- さいにゅうこくきょかせいど はじ
・みなし再入国許可制度が 始まりました。
- ばん なが ざいりゅうきかん ねん ざいりゅうしかく
・1番 長い 在留期間は、5年に なりました。(B在留資格1を みて ください。)

ざいりゅう
(1)「在留カード」を もらいます

ねん がつこのか ちゅうちようきざいりゅうしゃ ざいりゅう がいこくじんとうろくしょうめいしょ
2012年7月9日から 中長期在留者は 在留カードを もらいます。外国人登録証明書は なくなりました。

はじ にほん き ひと なりたくこう はねだくこう ちゅうぶくこう かんさいくこう き ひと あたら ざい
初めて 日本へ 来た人で、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港へ 来た人は すぐに 新しい 在
りゅう
留カードを もらうことが できます。

ほか き ひと あたら じゅうしょ し やくしょ くやくしょ い あたら じゅう
その他のところへ 来た人は、新しい 住所の 市役所や 区役所へ 行って ください。そして 新しい住
しょ し ざいりゅう あと ゆうびん き
所を 知らせて ください。そして 在留カードは 後から 郵便で 来ます。





あたらしいざいりゅうせいど
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

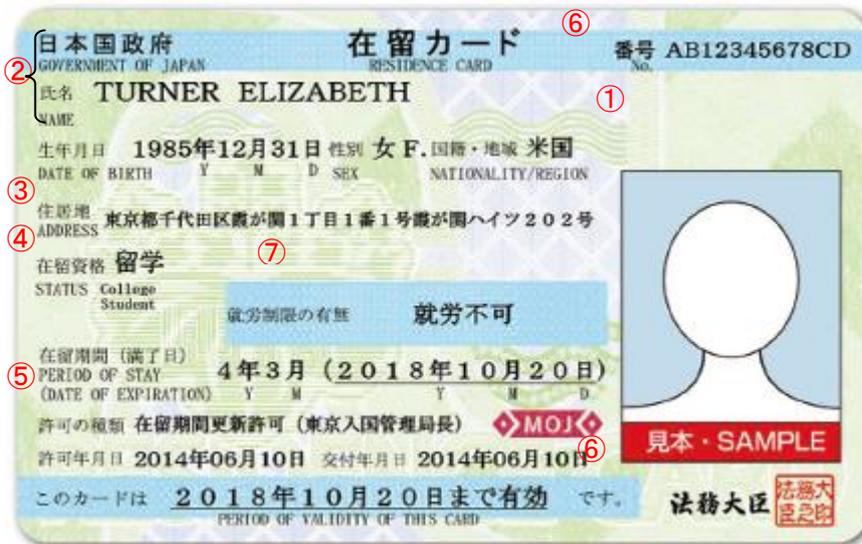
あたらしいざいりゅうせいど
▶ A 新しい在留制度のトップへ

ざいりゅう
【在留カードに書いてあること】

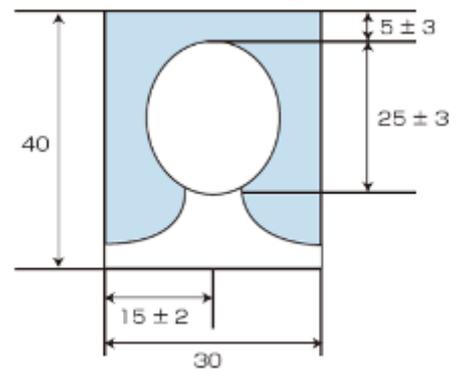
- ① 写真
- ② 名前、生まれた日、性別<男か女か>、国や地域
- ③ 日本の住所
- ④ 在留資格、在留期間、在留期間が終わる日
- ⑤ 許可の種類、許可の日
- ⑥ 在留カードの番号、もらった日、有効期間が終わる日
- ⑦ 仕事をしてもいいかどうか
- ⑧ 資格外活動許可があるときはその内容

ざいりゅう
※在留カードには ICチップが ついています。コピーを 作ることが できません。

(カードの 表)



ざいりゅう
在留カードを 作る時、この大きさの
写真が 必要です。(単位:mm)



- ※ 写真を とるとき 帽子を かぶっては いけません。前を 見て ください。
- ※ 後ろに 何も ないところで 写真を とって ください。
- ※ 顔が 頭から 顎まで はっきり 見える 写真が いります。
- ※ 3か月前までに 写真を とって ください。
- ※ 1人だけで 写真を とってください。





あたらしいざいりゅうせいど
A 新しい在留制度 (※2012年7月9日から新しく変わりました)

あたらしいざいりゅうせいど
▶ A 新しい在留制度のトップへ

うら
(カードの裏)

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> じゅうしょ か やくしょ 住所が 変わったときは 役所が した あたら じゅうしょ か 下に 新しい 住所を 書きます。 </div>		
資格外活動許可欄	在留期間更新等許可申請欄	
⑧ 許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く	在留資格変更許可申請中	

ざいりゅうきんこうしんきよかしんせい ざいりゅうしかくへんこう
在留期間更新許可申請や 在留資格変更
きよかしんせい し やくしょ く やくしょ
許可申請をしたときに 市役所や 区役所が
か 書きます。

ざいりゅう つか きかん ゆうこうきかん
【在留カードを 使うことができる 期間(有効期間)】

えいじゅうしゃ ひと
<永住者の人>

さいいじょう ひと ひ ねんかん つか
16歳以上の人...もらった 日から 7年間 使うことが できます。

さい ひと さい たんじょうび つか
15歳までの人... 16歳の 誕生日まで 使うことが できます。

えいじゅうしゃ ひと
<永住者ではない人>

さいいじょう ひと ざいりゅうきかん お ひ つか
16歳以上の人... 在留期間の 終わる 日まで 使うことが できます。

さい ひと ざいりゅうきかん お ひ さい たんじょうび はや
15歳までの人... 在留期間の 終わる 日まで。または 16歳の 誕生日まで。どちらか 早いほうの
ひ つか
日まで 使うことが できます。

さいにゅうこくきよかせいど
(2) みなし再入国許可制度

にほん で にほん もど く さいにゅうこくきよかせいど
・ 日本から 出て、日本に 戻って来るとき、再入国許可を もらわなくてもいいです。これを「みなし
さいにゅうこくきよかせいど
再入国許可」といいます。

ねんない にほん かえ さいにゅうこくきよかせいど ざいりゅうきげん ねん みじか
・ 1年以内に 日本へ 帰るとき 再入国許可を もらわなくてもいいです。在留期限が 1年より 短い
ひと ざいりゅうきげん にほん かえ かえ ひ にち いま も
人は 在留期限までに 日本に 帰らなければいけません。もし 帰る日が 1日でも おくれたら、今 持つ
ざいりゅうしかく
ている 在留資格が なくなります。

ざいりゅう も ひと さいにゅうこくきよかせいど
・ パスポートと 在留カードを 持っている人が 再入国許可を もらわなくてもいいです。

にほん で さいにゅうこくしゅつこくきろく さいにゅうこく さいにゅうこく てきょう きぼう
日本を 出るとき、「再入国出国記録(再入国ED カード)の「みなし再入国の 適用を 希望します」





あたらしいざいりゅうせいど
A 新しい在留制度（※2012年7月9日から新しく変わりました）

あたらしいざいりゅうせいど
▶ **A 新しい在留制度のトップへ**

に「✓」をしてください。もし「✓」を忘れたら、今持っている在留資格がなくなります。
もし在留資格がなくなったら、日本へ帰るときに、もう1度在留資格をもらわなければいけません。

さいにゅうこくしゅつこくきろく さいにゅうこくよう かみ
(「再入国出国記録(再入国用EDカード)」はこんな紙です。)

外国人用 (再入国)	再入国入国記録 DISEMBARKATION CARD FOR REENTRANT ② 【 ARRIVAL 】	再入国出国記録 EMBARKATION CARD FOR REENTRANT ① 【 DEPARTURE 】
<p>● 漢字体で記入して下さい。黒色又は青色のペンで記入して下さい。</p> <p>● 折りたくないで下さい。</p> <p>● カード②は再入国時に入国審査官へ提出するものです。</p> <p>※ Please type or print clearly. Write by using black or blue pen.</p> <p>※ Do not fold.</p> <p>※ CARD② is to be submitted to the Immigration Inspector.</p>	<p>氏名 Family Name</p> <p>Name Given Names</p> <p>生年月日 Day/Month/Year 航空機便名・船名 Date of Birth (Air flight No./Vessel)</p> <p>以下の質問について、該当するものに☑を記入し、署名して下さい(特別永住者の方は署名のみ)。Please check the applicable items and put your signature. (For special permanent resident, please put your signature only.)</p> <p>1 あなたは、日本国又は日本国以外の国において、刑事事件で有罪判決を受けたことがありますか？ Have you ever been found guilty in a criminal case in Japan or another country? <input type="checkbox"/> はい Yes <input type="checkbox"/> いいえ No</p> <p>2 あなたは、現在、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤等の規制薬物又は銃砲、刀剣類若しくは火薬類を所持していますか？ Do you presently have in your possession narcotics, marijuana, opium, stimulants, or other controlled substance, swords, explosives or other such items? <input type="checkbox"/> はい Yes <input type="checkbox"/> いいえ No</p> <p>以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and accurate.</p> <p>署名 Signature</p>	<p>氏名 Family Name</p> <p>Name Given Names</p> <p>生年月日 Day/Month/Year 主な渡航先国名 Date of Birth Destination</p> <p>航空機便名・船名 出国予定期間 Flight No./Vessel Intended period out of Japan <input type="checkbox"/> 1年以内 Within one year <input type="checkbox"/> 1年超2年以内 Over one year but within two years <input type="checkbox"/> 2年超 Over two years</p> <p>次のいずれかに☑を記入して下さい。Please check either one of the boxes below.</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 一時的な出国であり、再入国する予定です。 I am leaving Japan temporarily and will return.</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 「再入国許可」の有効期間内に再入国の予定はありません。 I do not plan to re-enter Japan while my re-entry permit is valid.</p> <p>(地方入国管理官署で「再入国許可」を受けており、その有効期間内に再入国予定のない方は、☑して下さい。) (Check the box if you do not plan to re-enter Japan while your re-entry permit, which you have obtained at a regional immigration bureau, is valid.)</p> <p>署名 Signature</p>
	官用欄 Official Use Only	官用欄 Official Use Only

